

同居対応改修に係る所得税額の特別控除(ローン型減税)

個人が、償還期間が5年以上の住宅ローンを借りて、自己の居住の用に供する家屋について一定の同居対応改修工事を含む増改築等工事を行った場合、所得税額の控除を受けることができます。

(注)投資型、ローン型減税のいずれか選択制となります。

適用期限：平成28年4月1日～令和3年12月31日

【所得税のローン型減税(5年以上の住宅ローンが対象)】

(ア)同居対応改修工事に係る借入金：年末残高の**2%**を5年間税額控除
(上限：250万円まで)

(イ)(ア)以外の増改築等に係る借入金：年末残高の**1%**を5年間税額控除
(ただし、控除対象となる(ア)及び(イ)における借入金額の上限は合計1,000万円)

※ 一定の同居対応改修工事：

以下①～④のいずれかに該当する工事で、補助金等*の額を引いた後の額が50万円を超えるものです。

ただし、改修後、その者の居住の用に供する部分に、調理室、浴室、便所又は玄関のうち、いずれか二以上の室がそれぞれ複数ある場合に限ります。具体的には、別添の事例イメージをご参照ください。

- ① 調理室を増設する工事(ミニキッチンでも可です。ただし、改修後の住宅にミニキッチン以外の調理室がある場合に限ります。)
- ② 浴室を増設する工事(浴槽がないシャワー専用の浴室でも可です。ただし、改修後の住宅に浴槽を有する浴室がある場合に限ります。)
- ③ 便所を増設する工事
- ④ 玄関を増設する工事

*「補助金等」とは、①～④のいずれかの同居対応改修工事を含む住宅の増改築等工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これに準ずるものをいいます。

◆主な要件

- ①その者が主として居住の用に供する家屋であること
- ②住宅の引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
- ③床面積が50㎡以上あること
- ④店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
- ⑤合計所得金額が3,000万円以下であること

◆適用を受けるために必要なこと

確定申告の際、以下の書類又はその写しを税務署に提出してください。

- ①明細書
- ②増改築等工事証明書
- ③請負契約書等(当該改修費用、改修年月日を明らかにする書類)
- ④登記事項証明書等(床面積が50㎡以上であることを明らかにする書類)
等

※増改築等工事証明書は、

- ①登録された建築士事務所に属する建築士、
- ②指定確認検査機関、
- ③登録住宅性能評価機関、
- ④住宅瑕疵担保責任保険法人

のいずれかに発行を依頼して下さい。